

いろいろとどり パレットプラン

第2次小美玉市男女共同参画推進計画

概要版

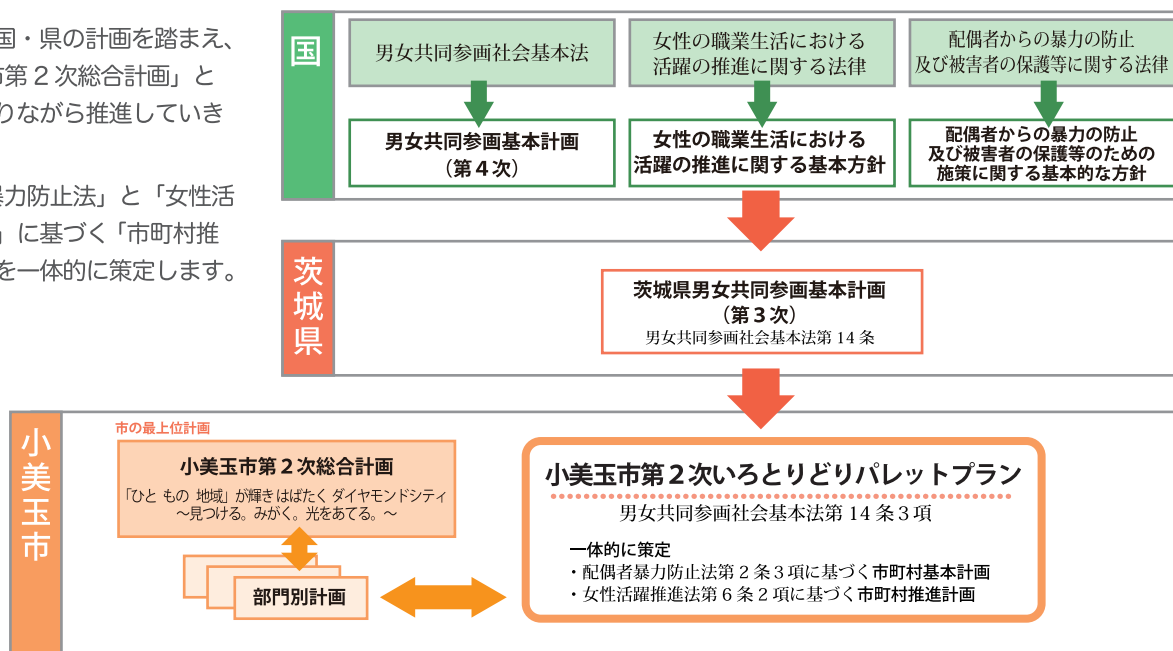


令和2年3月 小美玉市

市民と行政が連携しながら男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を推進するため、「第2次小美玉市男女共同参画推進計画 いろいろどりパレットプラン」を策定しました。

計画の位置づけ

- 本計画は国・県の計画を踏まえ、「小美玉市第2次総合計画」と整合を図りながら推進していきます。
- 「配偶者暴力防止法」と「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」を一体的に策定します。



計画の期間

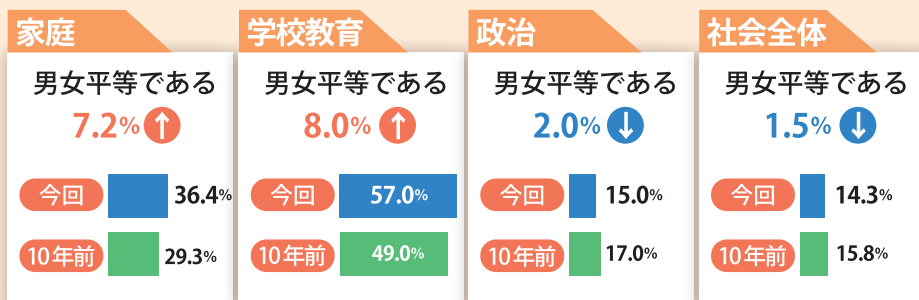
令和2年度
【2020年】

令和6年度
【2024年】

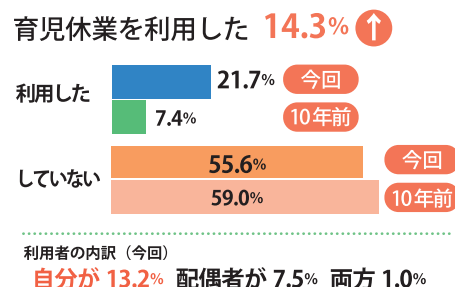
5年間

小美玉市の現状

Q. 男女平等に対する意識について



Q. 育児休業制度の利用について



身近なところ(家庭や学校等)では「平等」が増加
遠いところ(政治、社会全体)では「平等」が減少(⇒男性の方が優遇が増)

育児休業の利用割合は増加したが、
取得率においては課題

基本理念

すべての人が性別にとらわれることなく、認め合い、個性と能力を発揮できる社会を目指して、小美玉市は本計画の基本理念を次のように定めます。

基本理念

認め合い、高め合い、 ともに目指そう男女平等のまち



基本目標

わかる・認める



輝く・活躍



安心・幸せ

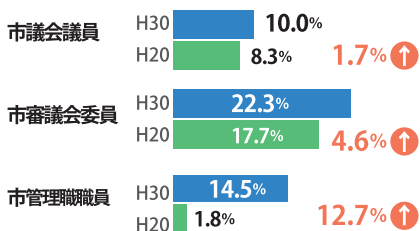


創る・進める



Q. 女性参画の状況

女性の参画率が増加 ↑



参考

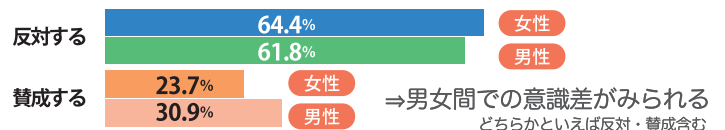
(国) 衆議院	0.7% ↑
参議院	2.5% ↑
(県)	1.2% ↓
(国) *	5.2% ↑
(県) *	14.0% ↑
(注)	*H19~H29
(国)	2.3% ↑
(県)	5.0% ↑

特に市職員女性管理職の割合が大きく増加
国と県に比べて議会、審議会委員の参画が課題

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」及び「女性の政策・方針決定過程への参画状況の推移」(各年度)、「市町村女性参画状況見える化マップ」、市民協働課より

Q. 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について

「反対」が6割以上だが「賛成」も2~3割



Q. DV(ドメスティックバイオレンス)等の相談先の認知度

相談先については警察署の認知度が特に高い

- 1位 警察署 74.5%
- 2位 市役所 29.1%
- 3位 県福祉センター・配偶者暴力相談センター 25.0%
- その他 知ってるところはない 10.2% ⇒さらなる周知が必要

基本目標

わかる・認める



男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

課題 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を解消するための取り組みが必要

施策の方向性

- ①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進
- ②性別による固定的役割分担意識の解消
- ③男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発

目標 「男女共同参画社会」という言葉の周知度（市民意識調査より）
（令和元年度）（令和6年度）（令和元年度）（令和6年度）
女性 19.1% ▶ 23.0% 男性 18.5% ▶ 23.0%

重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進

課題 性別にとらわれず、それぞれが持つ個性や能力を発揮できる教育が必要

施策の方向性

- ①子どもの頃からの男女共同参画とキャリア形成意識の啓発
- ②地域における教育・学習機会の充実
- ③情報活用能力（メディアリテラシー）の向上

目標 学校教育の場での男女平等意識（「平等である」の割合）（市民意識調査より）
（令和元年度）（令和6年度）（令和元年度）（令和6年度）
女性 55.2% ▶ 60.0% 男性 61.8% ▶ 65.0%

重点目標3 多文化共生社会の実現への理解促進

課題 「多文化共生社会」について市民の理解を深めることが必要

施策の方向性

- ①国際理解の推進
- ②国際交流の推進

目標 国際交流広場の参加者数
（平成30年度）（令和6年度）
450人 ▶ 500人



基本目標II

輝く・活躍



あらゆる分野における女性の活躍を推進する

重点目標1 政策立案・方針決定への男女共同参画

課題 女性が政策や方針決定の過程に参画できる仕組みが必要

施策の
方向性

- 1 政策立案・方針決定への男女共同参画の推進
- 2 職員の職域拡大、人材育成

目標	市の審議会委員に占める女性の割合	(平成30年度)	(令和6年度)
		22.3%	▶ 35.0%

重点目標2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍

課題 ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍への支援が必要

施策の
方向性

- 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 2 多様な働き方への支援
- 3 農業・自営業者等への意識啓発

目標	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度（市民意識調査より）			
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和元年度)	(令和6年度)
女性	31.1%	▶ 35.0%	男性	30.1% ▶ 35.0%



基本目標Ⅲ

安心・幸せ



生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

課題 誰もが安心して暮らせて、地域に参画できる仕組みづくりが必要

施策の方向性

- ①子育て、介護（高齢者、障がい者等）環境の整備
- ②高齢者、障がい者、LGBT 等が安心して暮らせる環境の整備
- ③男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
- ④地域・社会活動への男女共同参画

「生活上困難に陥りやすい人が安心して暮らせない」と考えている市民の割合（市民意識調査より）

目標

	（令和元年度）	（令和6年度）	（令和元年度）	（令和6年度）
女性	43.3%	▶ 38.0%	男性	40.4% ▶ 35.0%

※割合が下がる程安心して暮らせると感じている

重点目標2 心と身体の保護

課題 人権侵害・暴力（DV）を許さない、仕組みづくりが必要

施策の方向性

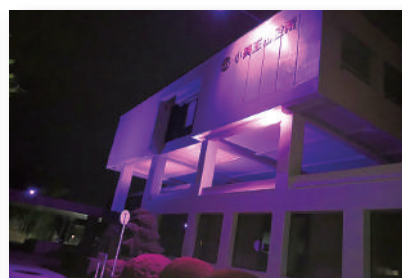
- ①生涯を通じた健康保持の支援
- ②DV防止対策の強化

DVの相談先を知らない市民の割合（市民意識調査より）

目標

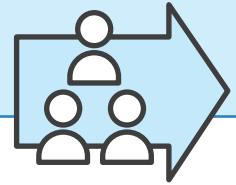
	（令和元年度）	（令和6年度）	（令和元年度）	（令和6年度）
女性	9.6%	▶ 4.0%	男性	11.8% ▶ 7.0%

※割合が下がる程周知されている



基本目標Ⅳ

創る・進める



推進体制を整備する

重点目標1 推進体制の整備・充実

課題 計画の着実な進行管理が求められている

施策の
方向性

- ① 計画の推進、進行管理体制の整備
- ② 市民・事業者・民間団体等とのネットワークづくり



目標

第2次小美玉市男女共同参画
推進計画の実施状況の割合

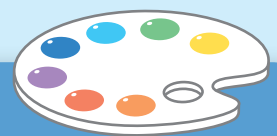
(平成30年度) (令和6年度)

96.6% ▶ 100%

※現況値は第1次計画の推進管理調査の実施状況



計画の推進に向けて



小美玉市男女共同参画審議会

審議会会長 砂金祐年

男女共同参画の推進にはふたつの意味があります。ひとつは価値観の多様化や共働きの増加といった社会的変化に対応するためです。でも、もうひとつ、人類が長い歴史の中で取り組み少しずつ発展させてきた「人権」の発展の一部であるという視点も忘れてはならないと思います。

この「第2次小美玉市男女共同参画推進計画」が、身体的・社会的性差にとらわれない、誰もが暮らしやすい小美玉づくりの一助となることを心から願っております。

小美玉市男女共同参画推進委員会

この度、多くの市民の皆さまのご尽力により「第2次小美玉市男女共同参画推進計画」が策定されました。前計画より10年が経過しましたが、その間、男女共同参画推進委員会では、啓発活動や学習会などの取り組みをして参りました。

すべての人が性別にとらわれることなく、認め合い、高め合う社会を目指すためには、市民の皆さまの男女共同参画に向けた意識向上や行動が必要です。

第2次計画を「手引き」にしながら男女共同参画に向けて皆さまも一緒に取り組んでまいりましょう。

認め合い、高め合い、 ともに男女平等を目指すためのキーワード

男女共同参画社会 とは

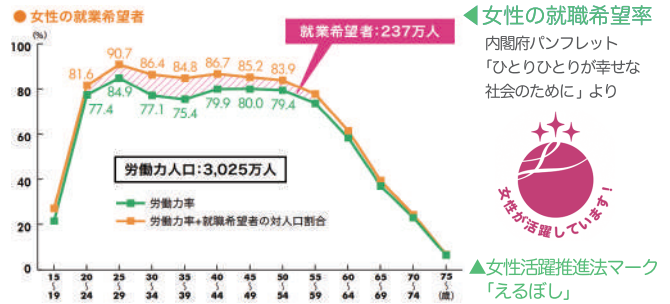
「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）

つまり、性別にかかわらずだれもが人権を尊重しあい、責任も分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

女性活躍推進法 とは

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

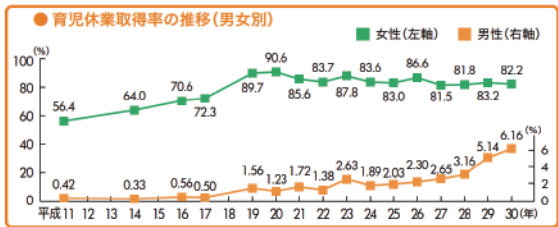
女性が職業生活等において、その個性と能力を十分に発揮し、活躍することが重要です。女性活躍推進法は女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律です。



ワーク・ライフ・バランス とは

働くすべての人が「仕事」と「生活（育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動など）」の調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。その実現を目指すためには、国や県、市の支援とともに企業、働く者、各家庭が協力していくことが大切です。

▼「育児休業取得率の推移（男女別）」
内閣府パンフレット「ひとりひとりが幸せな社会のために」より

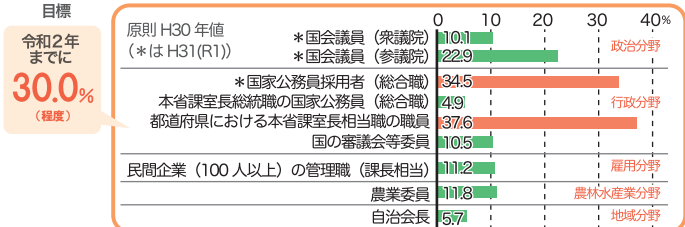


政策・方針決定過程への女性の参画 とは

労働人口の4割は女性であり、政治や社会など多分野の活動を担っている事から、各分野における女性の参画拡大を図っていく必要があります。

女性の活躍が進むことで女性のみならず、男女ともに暮らしやすい社会の実現につながります。

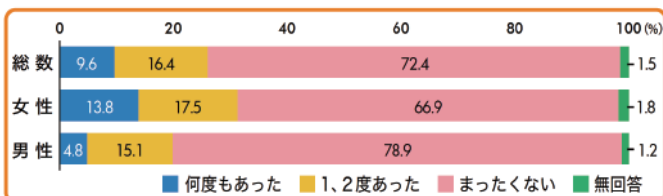
▼各分野における『指導的地位』に占める女性の割合(H30)
内閣府パンフレット「ひとりひとりが幸せな社会のために」より



DV(ドメスティック・バイオレンス) とは

配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者から受ける暴力等のことです。また、子どもがDVのある家庭で育つことは児童虐待にあたります。あらゆる暴力等を許さない社会づくりと、DV被害者への相談・支援体制の充実が大切です。

▼内閣府「男女間における暴力調査(H29)」
内閣府パンフレット「ひとりひとりが幸せな社会のために」より



LGBTとは

LGBTは次の言葉の頭文字をとり、組み合わせた言葉です。本計画では性的マイノリティを表す言葉として使用しています。多様な性のあり方を知り、尊重しあうことが大切です。

- L Lesbian レズビアン**
女性の同性愛者
(心の性が女性で恋愛対象も女性)
- G Gay ゲイ**
男性の同性愛者
(心の性が男性で恋愛対象も男性)
- B Bisexual バイセクシャル**
両性愛者
(恋愛対象が女性にも男性にも向いている)
- T Transgender トランスジェンダー**
「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人。「心の性」にそって生きたいと望む人も多く見られます。

法務省人権擁護局HP「多様な性について考えよう!」より

